

隠岐の島町大規模災害時  
業務継続計画

平成30年 3月  
隠岐の島町

## 内容

第1章	はじめに	1
1	策定の趣旨	1
2	業務継続計画（BCP）とは	2
	（3）地域防災計画との関係	4
2	業務継続の基本方針	5
3	被害状況の想定	6
	（1）想定する災害	6
	（2）被害想定	6
	（3）本庁舎等の被害状況の想定	7
4	非常時優先業務の整理	9
	（1）非常時優先業務の対象期間の設定	9
	（2）業務開始目標時間	9
5	非常時優先業務の実施体制の確立	12
	（1）非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統の確立	12
	（2）職務代理者	13
	（3）緊急連絡先の整理	13
6	必要資源に関する分析と対策の検討	14
	（1）庁舎が使用できなくなった場合の代替え庁舎の特定	14
	（3）電気・水・食料等の確保	15
	①電気	15
	②水・食料等	15
	（4）災害にもつながりやすい多様な通信手段の確保	15
	（5）重要なデータのバックアップ	16
	①基幹システム等のバックアップ	16
7	緊急時の対応手順（行動計画）	17
	（1）災害応急対策業務	17
	（2）優先すべき（継続すべき）通常業務	17

# 第1章 はじめに

## 1 策定の趣旨

町は、地震等による大規模災害が発生した際、災害応急対策業務及び災害からの復旧・復興業務の実施主体として重要な役割を担う。

一方、災害時であっても町民の生活・安全や経済活動等に影響を与えるものについては、業務資源に制約を受ける中であっても、業務を継続して実施していかなければならない。

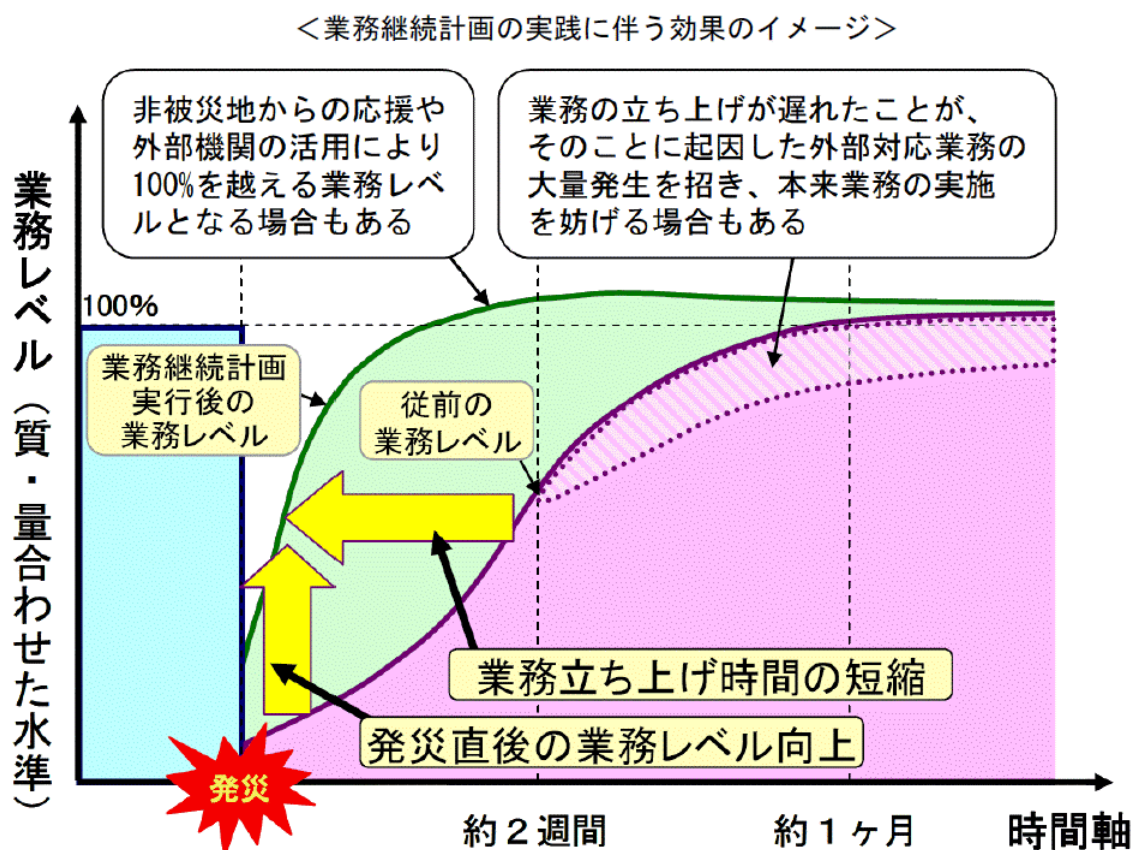
しかしながら、過去の災害では、地方公共団体自身が被災し、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により災害時の対応に支障を来した事例が多数見受けられるところであり、このような非常事態であっても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画の策定等により、業務継続性を確保しておくことが極めて重要である。

そこで、町は、災害時に、これらの業務を適切に実施することを目的に、業務継続計画（BCP（Business Continuity Plan））を策定する。

## 2 業務継続計画 (BCP) とは

大規模災害が発生した場合には、町民の生命、身体及び財産だけでなく、町の行政機能も被害を受ける可能性が高いため、平常時の人員と執務環境を前提として業務を行なうことはできない。これにより業務が中断すると、町民生活や社会経済活動に重大な影響が生じる。

業務継続計画 (BCP) とは、人、物、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、災害による応急等業務及び優先度の高い通常業務 (以下「非常時優先業務」という。) を適切に実施できるよう、必要な事項等を定めた計画をいう。



【業務継続計画 (BCP) の効果】

業務継続計画を策定し、必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上といった効果を得て、高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。

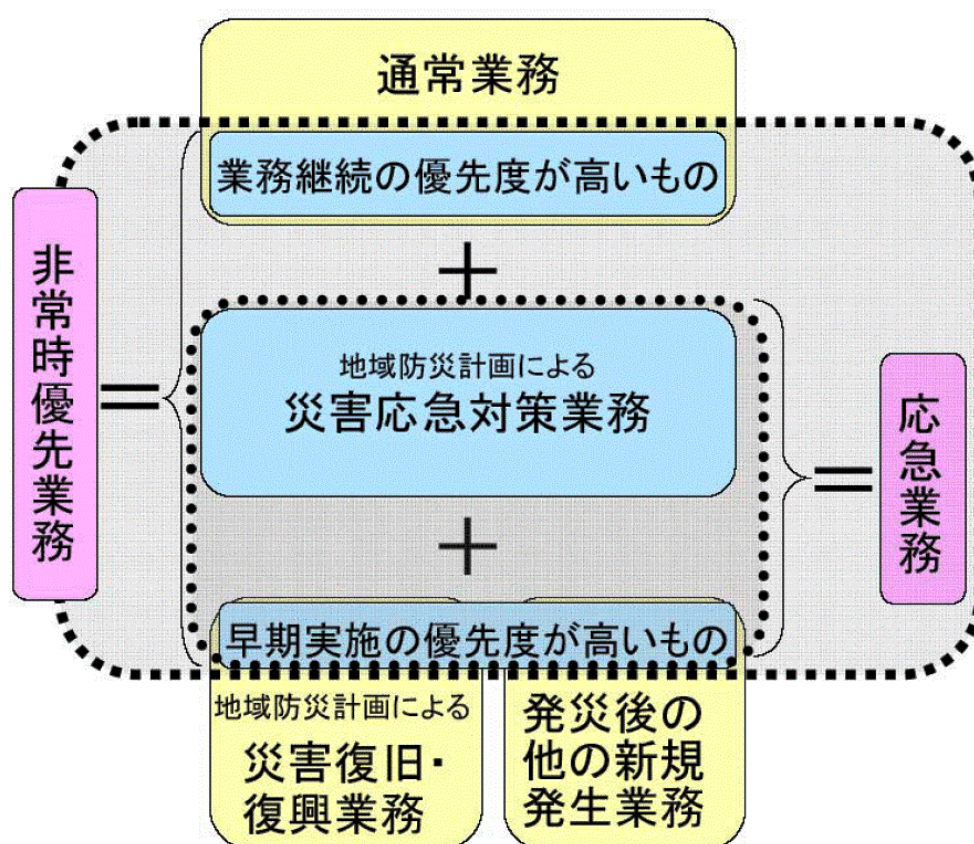
### 【非常時優先業務】

大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務。

具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

発災後しばらくの間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

<非常時優先業務のイメージ>



### (3) 地域防災計画との関係

「隠岐の島町地域防災計画」は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、本町と島根県、防災関係機関等が発災時又は事前に連携して実施すべき災害対策（予防、応急・復旧、復興業務）の実施事項や役割分担について規定している。

平成 23 年に発生した東日本大震災や平成 28 年に発生した熊本地震では、庁舎機能の損失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われたことにより、行政の業務継続に大きな支障をきたした事例がみられた。

このため、大規模な災害発生時にあっても適切な業務執行をおこなうため、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等の計画を定めておくこととした。

#### <地域防災計画と業務継続計画の相違点>

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	地方公共団体等が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	非常時優先業務を、発災時の限られた業務資源を基に、目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画
行政の被災	行政の被災を前提とした計画ではない	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の業務資源の被災を評価し、利用できる業務資源を前提に計画を策定
対象業務	災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧・復興業務）	非常時優先業務（応急業務、優先すべき通常業務）

## 2 業務継続の基本方針

町は、大規模災害時における非常時優先業務については次の方針に基づいて業務継続を図るものとする。

- 災害発生時においては、町民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に基づく災害応急対策業務を最優先する。
- 発生から 72 時間までは、人命に係る災害緊急業務に重点をおくこととなるため、町民生活、施設等の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外はいったん停止する。
- 休止、縮小する通常業務は平常時における重要性をもって判断するのではなく、町民の生活の維持等に係る重要度をもって判断する。
- 町の公共施設(町民体育館、公民館、図書館等)は、避難所等の災害緊急業務として使用する場合以外には、一般利用を休止する。
- イベント、会議等は、原則として中止・延期する。
- 災害復旧・復興業務は、災害応急対策業務と並行し早期に実施すべき基本的な業務を対象とする。
- 優先度の高い継続する通常業務は、災害緊急業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

### 3 被害状況の想定

#### (1) 想定する災害

本計画は、「島根県地震被害想定調査報告書 平成 24 年 6 月」を基に、最も大きい地震及び津波災害が複合的に発生した場合を想定したものとする。

##### 【想定する地震及び津波災害】

想定地震名 ＜最大震度＞	想定津波名 ≪津波の高さ最大≫
—	佐渡島北方沖 ≪津波の高さ最大約 10 m≫

#### (2) 被害想定

(「島根県地震被害想定調査報告書 平成 24 年 6 月」より)

被害項目		被害単位	数 量
人的被害		死者数 (人)	—
		負傷者数 (人)	—
建物		全壊数 (棟)	101
		半壊数 (棟)	280
地震火災		出火件数 (件)	—
		焼失棟数 (棟)	—
ライフ ライン	上水道	断水世帯数 (世帯) (1日後)	—
	下水道	影響人口 (人)	—
	通 信	不通回線数 (件)	—
	電 力	停電件数 (件)	—
	L P ガス	供給支障件数 (件)	—
交通	道路橋	大規模損傷 (箇所)	—
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 (箇所)	—



生活支 障等	避難者	避難者数（人）（1～3日後）	891
	疎開者	疎開者数（人）（1～3日後）	480
	食料不足	食料（食／日）	3,209
	震災廃棄物	発生量（千トン）	3
	災害用トイレ	必要個数（基）	9
	エレベーター停止	停止台数（基）	—
	医療機能	入院・重傷者数（人）	—
	孤立集落の発生	（地区）	—

### （3）本庁舎等の被害状況の想定

「震度〇になったら、〇〇庁舎では勤務不能となる」といった正確な想定は困難なため、より過酷な被害様相を呈することを想定し、被害状況及び復旧予想を次のとおり設定する。

	被害状況等	復旧予想等
庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の耐震性が低い建物では、甚大な被害が発生し、全部又は一部の使用が不可能になる。</li> <li>安全性が確認されるまで一時的に庁舎の利用ができない場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大きな被害を受けた庁舎は、利用できなくなる可能性がある。</li> </ul>
電力	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災直後は、断線等により外部からの電力供給が中断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力の復旧は、1週間後。</li> <li>復旧後も計画停電の可能性がある。</li> </ul>
上水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>管路や浄水場の被害又は停電による断水が発生</li> <li>非常用電源装置、電算機等の稼働に必要な冷却水が利用不</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>断水が1週間継続する。</li> </ul>

	可。	
下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管路やポンプ場、処理場の被害又は停電によって利用が困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用支障は1か月継続する</li> </ul>
固定電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量アクセスにより輻輳が発生し、災害時優先電話以外はほとんど不通。</li> <li>・引込管路等での断線により不通となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不通が1週間継続。</li> </ul>
携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量アクセスにより輻輳が発生し、ほとんど不通。</li> <li>・基地局等の非常用電源の燃料が確保できなければ、不通となる可能性がある。</li> <li>・メールは概ね利用可能であるが、大幅な遅延が発生する可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不通が1週間継続。</li> </ul>
インターネット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引込管路等での断線により不通となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用支障が1週間継続。</li> </ul>

## **4 非常時優先業務の整理**

発災時に資源等の制約を伴う状況下で業務継続を図るためには、優先的に実施する業務を時系列で絞り込むことが必要となる。このため、非常時優先業務の対象期間を決定し、非常時優先業務の候補となる各業務を対象に、発災後のいつ頃の時期までに業務を開始・再開する必要があるか（この時期のことを以下「業務開始目標時間」という。）を検討し、業務継続を想定する期間内に開始・再開すべき業務を非常時優先業務として選定する。

### **（1）非常時優先業務の対象期間の設定**

非常時優先業務の対象期間は、発災後の資源が著しく不足し混乱する期間及び業務実施環境が概ね整って通常業務への移行が確立されると考えられるまでの期間である。

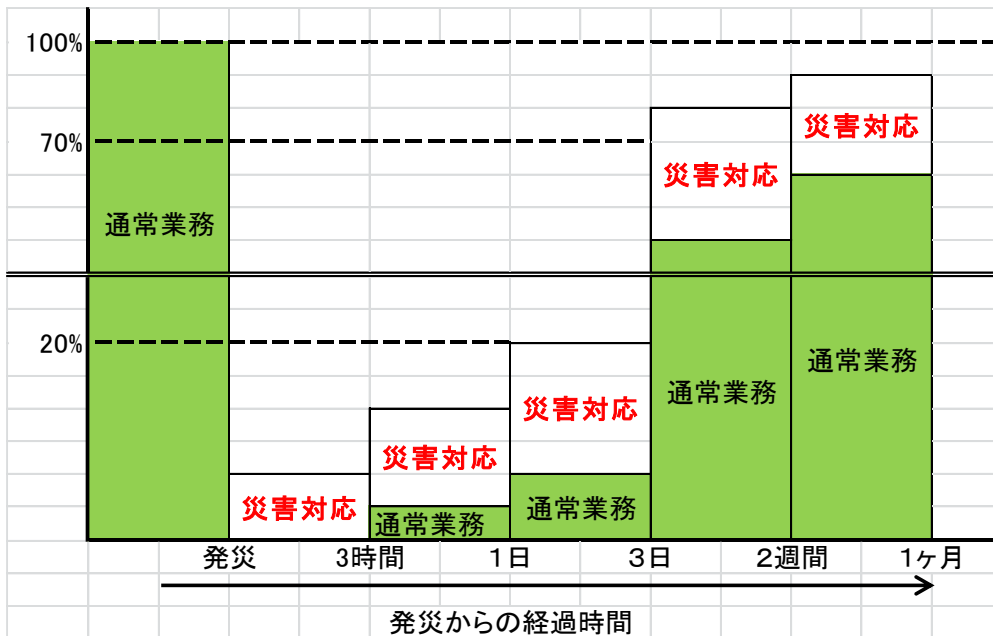
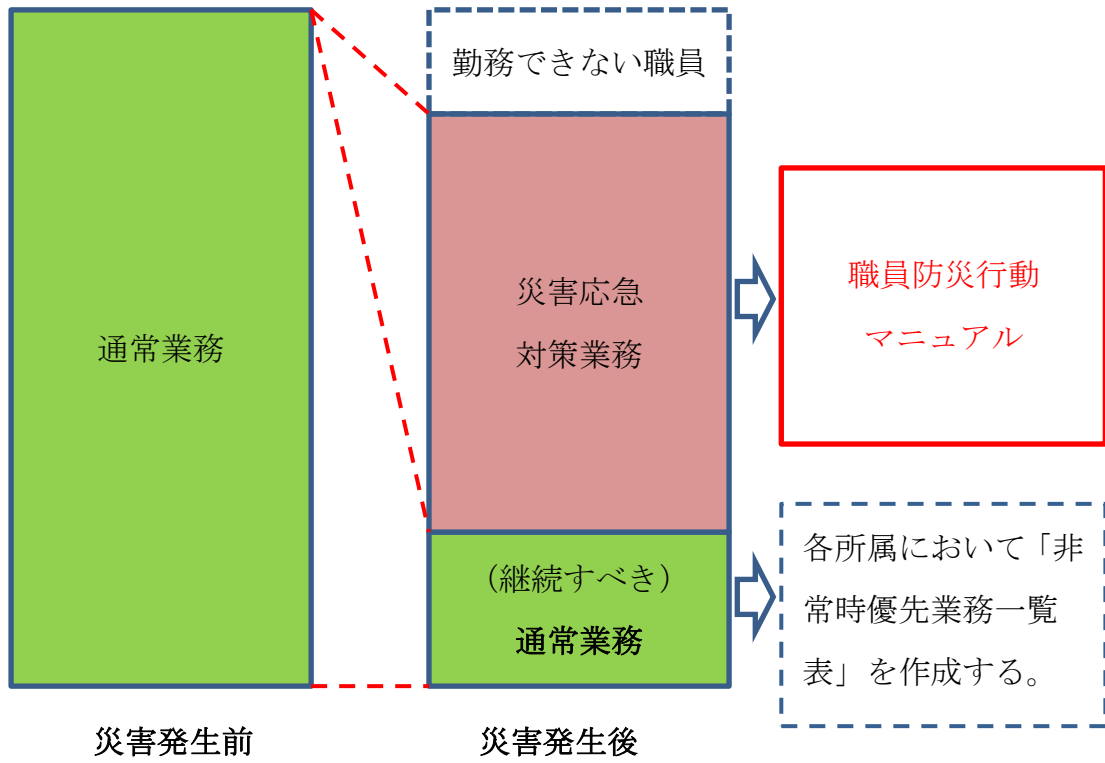
本町の業務継続計画においては、非常時優先業務の選定対象期間を応急業務が軌道に乗る「発災後2週間以内」とする。

### **（2）業務開始目標時間**

生命・財産や経済活動への影響を最小限に止め、被害の拡大を防止するため、非常時優先業務の業務開始目標時間を設定する。

業務開始目標時間は、3時間、1日、3日、2週間と設定する。

＜災害応急対策業務と継続すべき通常業務のイメージ＞



<業務開始目標時間別の業務整理基準>

業務開始 目標時間	該当する業務の考え方	参 考
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職員及び家族の安全確保</li> <li>●初動体制の確立</li> <li>●被災状況の把握</li> <li>●救助・救急の開始</li> <li>●避難所の開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発災直後には、業務対応能力を確保するための業務や全庁的な災害応急対策業務を優先</li> <li>●人命救助・救出（～発災後72時間）</li> </ul>
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>●応急活動（救助・救急以外）の開始</li> <li>●避難生活支援の開始</li> <li>●重大な行事の手続き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町民等の生命・生活や他機関の活動に影響する、各所属で最優先の災害応急業務や継続すべき通常業務に着手・再開</li> </ul>
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災者への支援開始</li> <li>●他の業務の前提となる行政機能の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人命の救助・救出、避難所生活者への支援に注力</li> <li>●情報システム復旧に伴う通常業務の再開</li> </ul>
2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>●復旧・復興に係る業務の本格化</li> <li>●窓口行政機能の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路等社会インフラの早期復旧支援など、平常時の生活回復支援</li> </ul>
2週間以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>●その他行政機能の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害関係以外の緊急性のない通常業務</li> </ul>

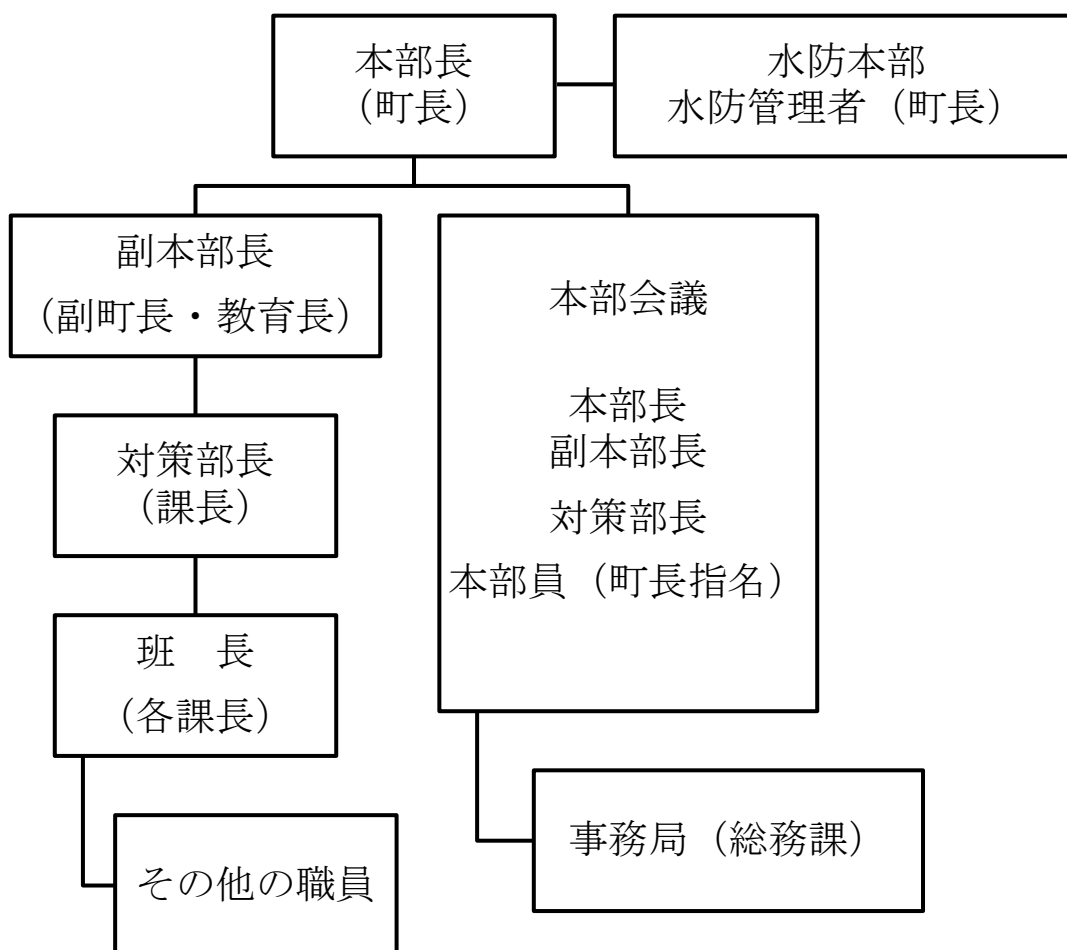
## 5 非常時優先業務の実施体制の確立

発災時に非常時優先業務を継続して実施するためには、業務の執行に必要な人的資源を確保するとともに、指揮命令系統を確立することが重要である。

### (1) 非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統の確立

非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統等は、隠岐の島町地域防災計画に定められた「応急活動体制」とする。[\(職員防災行動マニュアル参照\)](#)

#### <応急活動体制(対策本部)の組織図>



## (2) 職務代理者

前項で定めた指揮命令系統は、大規模災害時にも維持できることが必要であり、責任者が不在又は連絡が取れない場合も必要な意思決定がなされるよう町長の職務代行順位を下記のとおり定める。

職務代理の対象者	職務代理の順位		
	第1順位	第2順位	第3順位
町長	副町長	教育長	総務課長

## (3) 緊急連絡先の整理

大規模な災害が発生した場合は、地域防災計画に基づき速やかに非常時の体制に移行することとなるが、参集や安否確認等のほか非常時優先業務を実施するうえで、関係者との連絡調整を迅速に行えることが必要である。このため、所属ごとに発災時に必要となる緊急連絡先等をあらかじめ整理し、更新しておく。

### <緊急連絡先>

- |                                 |
|---------------------------------|
| ・管理職については隠岐の島町緊急連絡網として作成する。     |
| ・その他の職員については、各所属において連絡網として作成する。 |
| ・関係機関については、各所属において一覧表を作成する。     |

## 6 必要資源に関する分析と対策の検討

非常時優先業務が業務開始目標時間までに実施できるか確認するためには、必要資源の確保状況を分析し、必要資源が不足していると考えられる場合には、その対策を検討することが必要となる。

### (1) 庁舎が使用できなくなった場合の代替え庁舎の特定

庁舎が使用できなくなった場合の災害対策本部設置場所は、耐震性、災害の危険度及びその他の機能面を総合的に判断し、下記施設の中から状況に応じて、代替え施設を選定する。

ただし、下記施設の中から選定が困難な場合、又はより適している施設がある場合は、その施設を選定する。

#### <代替施設一覧>

施設名	建築年 (耐震対応済の場合○)	災害危険度				附帯設備・事務機器等					同時被災の可能性のある災害 (無の場合○)	代替 庁舎 候補
		津波	液化	洪水	その他	非常用 発電機/ 燃料	通信機 器	情報シ ステム	水・食 料・ト イレ等	事務機 器・備 品		
本 庁	S48 ×	×	○	×	○	×	優先電話 衛星回線	防災情報 システム	—	有		
総合体育館	H12 ○	○	○	○	○	○		×	—	無	○	○
五箇総合 学習セン ター	H14 ○	○	○	○	○	×		×	—	有	○	○
都万支所	H 3 ○	○	○	○	○	×	優先電話	×	—	有	○	○
布施支所	S55 ×	×	○	○	○	×	優先電話	×	—	有	津波	

※水・食料・トイレ等は、備蓄庫（旧隠岐島消防署）に備蓄



### **(3) 電気・水・食料等の確保**

庁舎の停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料を確保する必要がある。

#### **①電気**

庁舎及び代替え施設の多くは停電に備えた非常用発電装置を設置していない。また、設置している場合でも発電能力や稼働時間についても最低限の電力供給の装置である。

そのため、非常用電源装置の暫定措置として、ポータブル発電機を併用して利用する。

更に、長期間電力の確保が困難となることが予想された場合は、中国電力（株）に電源車の配備を依頼し、電力の供給に努める。

#### **②水・食料等**

飲料水・食料等については、隠岐の島町災害物資備蓄計画において、災害対策要員用（300人）を3日分確保しているが、避難所等に供給することを第一に想定しており、被災者の避難が長期化する場合に備え、職員は予め、自宅や各職場での備蓄に努める。

### **(4) 災害にもつながりやすい多様な通信手段の確保**

災害時の情報通信については、一般の電話回線や携帯電話等（災害時優先電話を含む）の有線通信、衛星通信ネットワーク及び防災行政無線（同報系・移動系）、デジタル簡易無線機通信網等の無線通信を活用することとしている。

## (5) 重要なデータのバックアップ

業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。

### ①基幹システム等のバックアップ

住基・税・人事給与システムについては、庁内にハードディスク及びバックアップメディアにバックアップを保管している。また、財務システムについては、ハウジング方式により庁舎外に複数のバックアップを保管している。

そのため、同時被災しない場所にバックアップを保管する方法を早急に検討し実施する。

#### <業務の遂行に必要となる重要な行政データ>

①町のみが保有しており、喪失した場合に元に戻すことが不可能あるいは相当

困難なデータ

- 税金や水道料金等の収納状況等に関する情報
- 国民健康保険業務・介護保険業務に関する情報
- 許認可の記録、経過等の情報
- 重要な契約、支払い等の記録の情報

②災害後すぐに使用するデータ、復旧に不可欠な図面や機器の仕様書等の書類

- 住民記録～住民の安否確認のためなど
- 外国人登録～居住している外国人の安否確認のためなど
- 介護受給者情報
- 障がい者情報
- 道路その他の復旧に重要なインフラの図面又はそのデータ
- 情報通信機器等の重要機器の修復に不可欠な仕様書

## **7 緊急時の対応手順（行動計画）**

大規模な災害が発生し、非常時優先業務を的確に実施していくために、あらかじめ緊急時の対応手順を作成しておく。

そして、実際の災害等の発生時には、被害状況と被害による非常時優先業務に必要な資源の確保状況を確認し、この業務継続計画により定めた対応手順をベースに、必要な修正を行って実際の対応手順を決定し、実施していく。

### **（1）災害応急対策業務**

隠岐の島町地域防災計画に規定されている災害応急対策に係る業務については、職員防災行動マニュアルとして作成する。

### **（2）優先すべき（継続すべき）通常業務**

業務継続の優先度の高い業務については、各所属において「非常時優先業務一覧表」を作成し、対応手順等を作成する。